

板橋区総合教育会議の設置及び運営に関する要綱

(平成27年5月11日区長決定)

(設置)

第1条 区長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、区長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、板橋区総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 法第1条の3に規定する大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成)

第3条 会議は、区長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、区長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めたときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 区長は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、区長の許可を得なければならない。
2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(調整の結果)

第9条 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 会議の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

付則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。